

# 農地に必要な手続きいろいろ



## 農地を農地として売買・譲渡したい

### 農地法第3条申請

下記の項目を条件とし、**農業委員会の許可**を受ける必要があります。

1. 取得した農地だけでなく、保有する全ての農地を耕作すること
2. 必要な農作業に常時従事すること
3. 地域と調和した農業を行うこと

(5反の農業経営要件は撤廃されました)

相続が済んでいない場合は、相続登記を済ませてから申請を！

### 農地売買等特例事業 (あっせん事業)

立地・買い手が一定の条件を満たす場合は、「農地売買等特例事業」をつかって取引を行うことができます。

《メリット》

- ◇「農業公社」という公的な機関が間に入るため、安心
- ◇譲渡所得税や登録免許税、不動産取得税の軽減を受けられる
- ◇登記手続きは農業公社が行うため、手間がかからない
- ◇適正な売買価格で取引ができる



## 農業以外の用途に使用したい (農地転用)

農地法 第4条申請 (自分の農地を転用)

農地法 第5条申請 (売買・賃貸借をともなう転用)

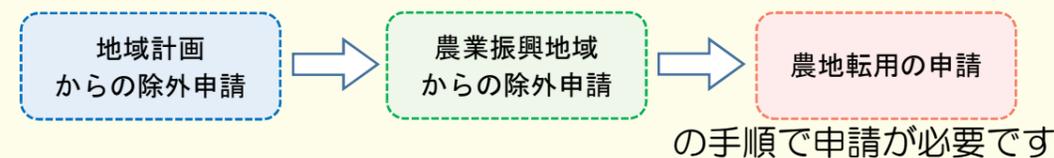
**佐賀県知事の許可**を受ける必要があります。

詳しい計画図面・工事の見積・資金証明等様々な書類の提出が必要です。また、農地の一部分のみを転用したい場合は、分筆も必要です。

**明確な利用計画・資金計画がたっていて、転用可能な地域や場所でない**と申請できません。

→とりあえず売買だけしたい、地目だけでも変えたい、数年後に家を建てる…等は不可

### 地域計画・農業振興地域に該当している場合



## 長年耕作していない農地の地目を変更したい

### 非農地証明願

下記の要件に該当する場合は、非農地証明を発行し、地目変更登記が可能です。

1. 自然現象の災害で、農地等に復旧することが不可能な土地
2. 農地法上の許可を得て造成工事等を行った土地
3. 荒廃農地のうち、農地として再利用することが難しい土地
4. 非農地化後20年以上経過しており、明らかに農地法に規定する農地に該当しない土地

(例)・約30年前から山林化しており、登記地目を「山林」に変更したい

- ・以前、農地転用の許可を得て転用したが、長年地目変更登記申請をしていなかった(当時の転用目的と現況が変わってしまった時)



## 農地に農業用の施設・通路をつくりたい

### 農地法第4条第1項第8号証明

農業用としての使用 **かつ** 転用面積が **200㎡未満**の場合であれば、県知事の許可を要せず、証明を発行して転用が可能です。



## 田を畑に変えたい、かさ上げ・かさ下げをしたい

### 形状変更届出

田を畑に転換したり、**50cm以上**の嵩上げや嵩下げを行う場合は、届出が必要です。

嵩上げや嵩下げを行う場合は断面図を提出してください。

農地の権利や形状を変更したい場合は、まず農業委員会ご相談ください

### 嬉野市農業委員会

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1769 番地 (嬉野市役所 塩田庁舎 1階)

0954-68-0151 (直通)

